



## 経営革新セミナーを開催しました

令和5年7月20日（木）に茅野市民館2F コンサートホールにて経営革新セミナーを3年半ぶりに開催いたしました。セミナー後の懇親会も多くの方に参加いただき異業種交流が取れるいい機会となったと思います。

今後もミニセミナーや経営革新セミナー等を通じてさまざまな情報を提供できればと思っております。ご都合が合いましたら是非ご参加ください。次回のミニセミナーの日程は以下の通りとなります。

- 日時：2023年8月24日（木）  
13:30~15:15（参加費：無料）
- 会場：柳澤会計研修室
- 内容：「徹底解説！よくある労務トラブル 残業特集」  
「決算書の読み方」



## 電子帳簿保存法 猶予措置の『相当の理由』とは

6月号にてお知らせしました電子帳簿保存法(電子データ保存)の「猶予措置」について、要件となっている「税務署長が電子取引データ保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認められた場合」についてQ&Aが更新され要件が明らかになりました。

### ①要件

- ・要件に従って電磁的記録の保存を行うための環境が整っていない事情がある場合  
システム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等、自己の責めに帰さないとは言いがたいような事情も含め、電磁的記録の保存を行うための環境が整っていない事情がある場合に「相当の理由」があると認められる。

### ②認められない場合

システムや社内のワークフローの整備が整っており、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存時に満たすべき要件に従って保存できるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の理由がなく、要件に従って電磁的記録を保存していない場合には、猶予措置の適用は受けられない。

### ③注意点

- ・認められたとしても『電子データ』+『出力書面』の保存が必要(出力書面のみを保存では認められない)
- ・事情が継続している限り、「相当の理由がある」と認められる。
- ・税務調査等の際に確認があった場合には、対応状況や今後の見通しなど具体的に説明を行う必要がある。
- ・既に原則的な保存時に満たすべき要件に従って電子取引のデータ保存が可能である事業者について、システム更改によって検索要件を満たすことができなくなった場合については猶予措置の対象外。
- ・既に原則どおり対応している事業者であっても、事業規模の大幅な変更などの事業実態の変化があり、資金繰りや人手不足等の理由があつて要件に従って保存することができなかつた場合は「相当の理由がある」と認められた場合に該当する。

# — マンション評価の見直し① —

相続税や贈与税を計算する際における財産の価額は、「財産の取得の時にける時価による」こととされており、その評価方法は国税庁の通達によって定められています。

しかしながら、マンションについては「相続税評価額」と「市場販売価格（時価）」とが大きく乖離しているケースが把握されています。

このような乖離があると、相続税の申告後に、国税から、路線価等に基づく相続税評価額ではなく鑑定価格等による時価で評価し直して課税処分をされるというケースが発生する場合があります。

納税者としては、国税庁の通達に従って評価したにもかかわらず、申告後に評価額と時価とが乖離していたため、税務調査を受けることとなる状況は、納税者の予見可能性が確保されていないものとなりました。

そのような状況等を踏まえ、令和5年度与党税制改正大綱において、「相続税におけるマンションの評価方法については、相続税の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する。」記載されました。

そして、令和5年6月に、マンションの相続税評価について見直し案の要旨が発表されました。早ければ令和6年1月1日以降の相続又は贈与により取得した財産について適用される予定です。



## 現行のマンションの評価方法

相続等で取得した財産の評価（マンション（一室）の評価額）は、不動産鑑定価格や売却価格が通常不明であることから、次の①と②の合計額としている（通達）。

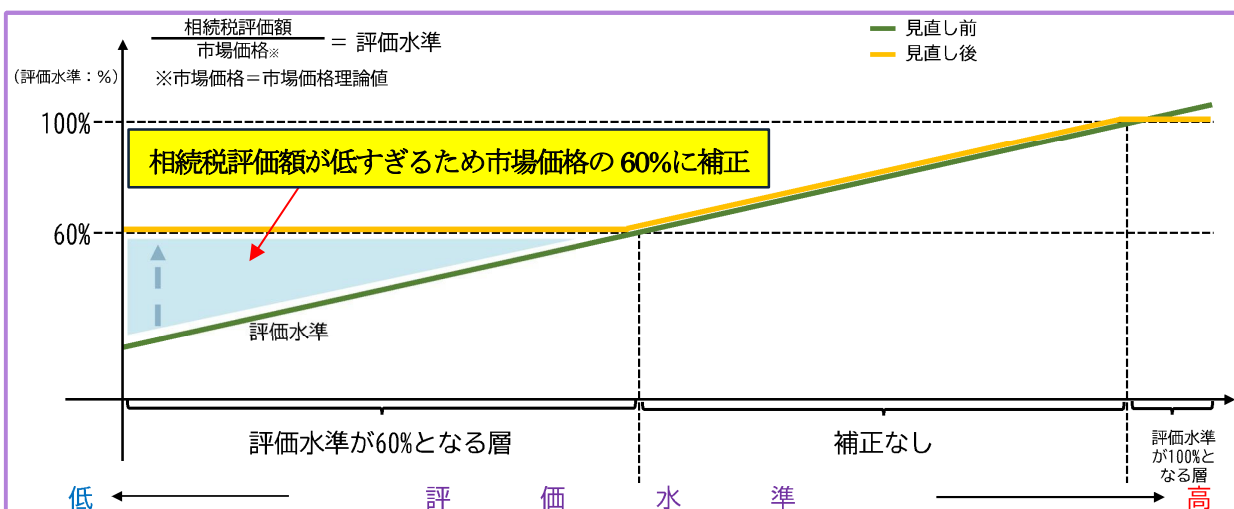
①建物（区分所有建物）の価額  
＝建物の固定資産税評価額×1.0



②敷地（敷地利用権）の価額  
＝敷地全体の面積×共有持分×平米単価（路線価等）

## マンションの評価方法の見直し案

(出所：国税庁 HP)



### 概要

- ① 一戸建ての物件とのバランスも考慮して、相続税評価額が市場価格理論値の60%未満となっているもの（乖離率1.67倍を超えるもの）について、市場価格理論値の60%（乖離率1.67倍）になるよう評価額を補正する。
- ② 評価水準60%～100%は補正しない（現行の相続税評価額×1.0）
- ③ 評価水準100%超のものは100%となるよう評価額を減額する。

(坂本憲彦)

## 税金・会計 Q&A

### Q 修理でも一時に費用にできないものがある？

#### 1. 修繕費とは？

修繕費とは、法人が所有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の通常の維持管理のため、又は壊れた固定資産についてその原状を回復するための費用を言います。

修繕費に該当するかどうかのポイントは、「通常の維持管理」と「原状の回復」です。

#### 2. 「修繕費」にならない修理(資本的支出)

法人が所有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる支出を修繕費ではなく「資本的支出」といい、一時に費用にできず、減価償却という方法で数年で費用処理します。

資本的支出に該当するかどうかのポイントは、「価値を高める」と「耐久性を増す」です。

固定資産を改造又は改良した場合や壊れた固定資産を当初より優れた材質や部品で修理した場合、資本的支出となります。

#### 3. 修繕費と資本的支出

修繕費なのか、資本的支出にあたるかどうかは、金額の多い・少ないではなく、その実質に応じて判定します。



### Q ソフトウェアのバージョンアップ費用は、修繕費？

#### 1. ソフトウェアのバージョンアップ費用の取扱い

ソフトウェアのバージョンアップや修正費用は、その内容によって、次の通りとなります。

- ①プログラムの機能上の障害の除去や現状の効用の維持等に該当する場合…「修繕費」
- ②機能の追加や向上で使用期間を延長させたり、資産価値を増加させたりする場合…「資本的支出」
- ③仕様を大幅に変更するなどの著しい改良に該当する場合…「新規取得」

#### 2. 消費税のインボイス制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについて

インボイス制度の実施に伴い、行われる次のようなシステム修正は、システムに従来備わっていた機能の効用を維持するために必要な修正を行うものであることが明確である場合には、修繕費となります。

- ・現行の請求書等のフォーマットに登録番号、軽減税率の対象品目である場合はその旨、税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）、適用税率及び消費税額等を追加する。
- ・積上げ計算方式による仕入税額の計算に対応するため、集計方法などの税額計算の要素につきインボイス制度に対応する仕様変更。

ただし、次のようなシステムの修正は、現状の効用の維持等に該当しないため、修繕費に該当しません。

- ・受発注システム上で受領又は取り込んだ請求書に記載された取引先の登録番号と国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに公表されている情報を自動で照合・確認する機能を新たに搭載するもの。
- ・これまでシステムで作成した請求書等を紙媒体で出力し交付していたものを、電子交付まで自動で行えるよう仕様変更するもの。



(橋本健治)

# I T導入補助金

## ■IT導入補助金 8月以降の交付申請について

8月1日以降のIT導入補助金の交付申請スケジュールが公表されました。国の事務局が変更となり、「後期事務局」が担当となります。補助金の類型は下の通りです。

**通常枠 (A・B類型)**

業務のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入

補助額

A類型 (補助率1/2以内)

**5万円以上150万円未満**

B類型 (補助率1/2以内)

**150万円以上450万円以下**

**デジタル化基盤導入類型**

複数社連携IT導入類型※1

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに補助対象を特化複数の中小企業・小規模事業者のみなさまが連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取り組みにも対応。

補助額 (基盤導入経費)

ソフトウエア等	補助率 3/4	(下限なし)~50万円以下
	補助率 2/3	50万円超350万円以下
ハードウエア	補助率 1/2	30万円以下※2

**セキュリティ対策推進枠**

サイバーインシデントを防止するセキュリティ対策強化支援

補助額

サービス利用料の1/2以内

**5万円以上100万円以下**

**商流一括インボイス対応類型**

インボイス制度に対応し、受発注機能を持つITツール導入を支援。取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して当該ITツールを無償で利用させる場合に補助。

補助額

中小企業・小規模事業者等が申請する場合の補助率：2/3以内  
その他の事業者等が申請する場合の補助率：1/2以内

(下限なし)~350万円以下

※1 複数社連携IT導入類型の場合、補助対象が「基盤導入経費」に加え、「消費動向等分析経費」と「参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費」まで拡大されます。

※2 ハードウェア購入費用の内、交付される補助額はPC・タブレット・プリンター等に該当する費用に対して10万円を上限とし、POSレジ・券売機等に該当する費用に対して20万円を上限としており、最大で合計30万円を上限として交付がされます。

募集回	公募期間	交付決定
7次	令和5年 8月 1日 ~ 8月28日	令和5年10月12日
8次	令和5年 8月28日 ~ 9月11日	令和5年10月24日
9次	令和5年 9月11日 ~ 10月 2日	令和5年11月6日
10次	令和5年10月 2日 ~ 10月16日	令和5年11月20日
11次	令和5年10月16日 ~ 10月30日	令和5年12月4日
12次	令和5年10月30日 ~ 11月13日	令和5年12月18日

税理士法人柳澤会計は後期申請についても「IT導入支援事業者」としての登録を予定しております。TKCが提供するソフトウェアを対象とする補助交付申請をご支援することが可能です。

(北原隆幸)

## 職員コラム ~夏の風物詩~

青柳佑斗

夏が本格化し日本全国でも猛暑日が続いています。一部地域では気温が40度を超える酷暑日となる地域もあります。そんな暑い日が続いている今年の夏ですが、喜ばしい事に今年は諏訪湖祭湖上花火大会が4年ぶりに開催されます。諏訪湖上で打ち上がる約4万発の花火は、諏訪地域ならではの風物詩ではないでしょうか。そんな美しい花火ですが、どのようにして誕生したかご存じでしょうか。花火の起源は諸説ありますが、一般的なルーツは古代中国の狼煙に使われた「黒色火薬」とされています。煙を発生させるために使われた黒色火薬が、技術の発達とともに花火が誕生したと言われております。

また、日本では16世紀の戦国時代に火縄銃と併せて黒色火薬も伝来しました。当時の火薬は鉄砲など軍事的利用がされており、観賞用の花火が登場したのは江戸時代に入ってからと言われております。日本最古の花火大会は1733年の5月28日に行われた「両国川開きの花火」となります。前年の1732年に日本中が飢餓とコレラの流行により多くの人々が亡くなり、悪疫退散祈願と犠牲者の供養を目的として打ち上げられた花火が始まりとなります。

夏の風物詩となる花火大会が数年ぶりの開催となり、とても喜ばしいことと感じております。

